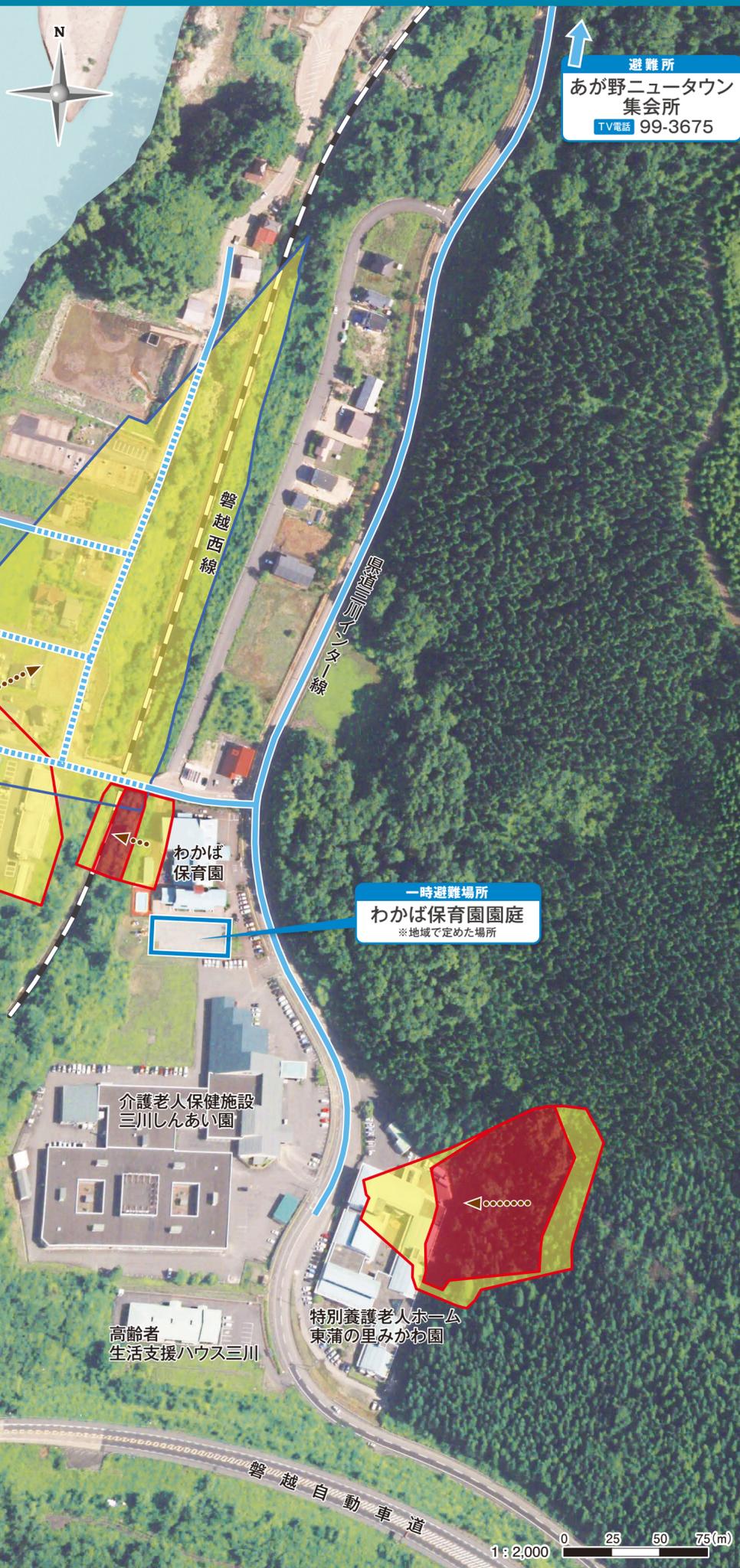


三川・あが野ニュータウン区(あが野南) 土砂災害ハザードマップ

図中の「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき設定されたものです。
 土砂災害警戒区域では、土砂災害による危害のおそれがありますので、大雨などの際には早めの自主避難を心がけてください。
 土砂災害特別警戒区域では、自己用住宅の新築・増改築等において、建築確認の際に、建物の構造が一部制限されることがあります。



避難所
 あが野ニュータウン集会所
 TV電話 99-3675

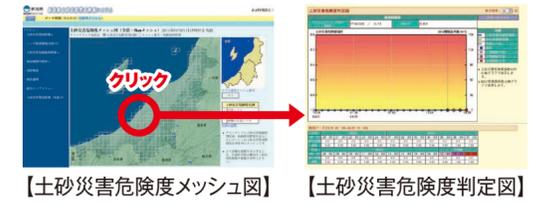
一時避難場所
 わかば保育園園庭
 ※地域で定めた場所

凡例

土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
避難所等	
避難路	
避難路(警戒区域内を通る避難路)	
かけ下を避難する場合はかけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	

新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

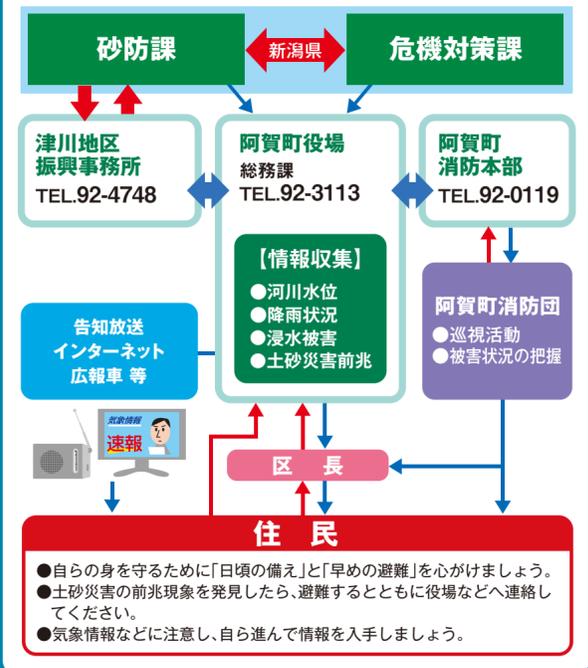
土砂災害警戒情報システムのホームページ
【パソコン】
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html>
【携帯電話】
http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_m/
 雨量に関する情報や土砂災害発生危険度などを見ることが出来ます。 QRコード



～土砂災害警戒情報とは～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を行うように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

豪雨時及び災害発生時の連絡方法



緊急時の連絡先

我が家の避難場所: _____
 電話番号: _____

連絡先	電話番号
阿賀町役場(代表)	92-3111
阿賀町役場 三川支所	99-2311
津川地区振興事務所	92-4748
阿賀町消防本部	92-0119
津川警察署	92-0110

家族の連絡先と避難時のメモ

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】
阿賀町 総務課 TEL.92-3113
 〒959-4495 阿賀町津川580番地

土砂災害の種類と兆候

<h3>土石流</h3> <p>土石流は、山腹や渓流に堆積していた土石が長雨や集中豪雨によって、一気に下流へ押し流される現象。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渓流の流水が急激に濁り、流木などが混ざっている ● 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める ● 近くで山崩れ、土石流が発生している ● 渓流付近の斜面が崩れ始め、落石などが発生している 	<h3>がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)</h3> <p>地中にしみこんだ水分が土の抵抗を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 斜面にはらみが見られる ● 斜面に亀裂ができる ● 小石が斜面からバラバラと落ち出す ● 斜面より異常な音が聞こえ出す 	<h3>地すべり</h3> <p>斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亀裂や段差が発生もしくは、拡大する ● 建物等が変形(戸の締まりが悪くなる、壁に隙間ができる)する ● 擁壁のクラックや押し出しが見られる ● 地下水の急激な変化(枯渇や急増)が見られる ● 落石や小崩壊の発生が見られる
---	---	--

避難するためには

■ テレビ・ラジオから大雨警報・土砂災害警戒情報が発表されたとき
 家の裏側の渓流や斜面に注意し、異常が見られたら急いでその場から離れてください。

早期避難を心がけましょう
 土砂災害は、いつどこで起こるかを正確に予測するのは難しいため、土砂災害から命を守るためには、少しでも日頃と比べておかしいなと感じるような時には早めの避難が重要です。またそのような場合には役場等への連絡もお願いします。

■ 阿賀町役場から避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき
 家の裏側の渓流や斜面に異常が見られたら急いでその場から離れてください。家族との連絡や貴重品・重要物等の非常用持出品を用意して避難の準備をしてください。避難時間を要する自力避難困難者の方は避難を開始してください。

■ 阿賀町役場から避難勧告が発令されたとき
 指定された避難所等へ至急避難してください。

■ 阿賀町役場から避難指示(緊急)が発令されたとき
 避難されていない人は、早急に避難所等に避難してください。もし逃げ遅れたり、避難が困難な場合は、できるだけ斜面から離れた部屋や2階へ移動するなど、命を守る行動をとってください。